

福祉 (高齢・障害)

4月から重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業を始めます

在宅生活を送っている、医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)等に対し、訪問看護師が自

宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアおよび常時の見守り等を行うことで、家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図ります。
▽対象 次の状態にある方を介護する家族等
・医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児(者)
・特定の医療的ケアが必要な人工呼吸器を装着している障害児、

台東区文化・スポーツ奨励賞を贈りました

この賞は、優れた文化・スポーツ活動等により、広く台東区の文化およびスポーツの振興に寄与し、将来の活躍が期待される方に対して贈るものです。
▽問合せ 総務課総務係
☎(5246) 1052

受賞者

・勝又晋一さん(第72回国民体育大会ボート競技 成年男子舵手つきフォア)「優勝」



小田原利之さん(三菱電機杯第72回毎日甲子園ボウル(全日本大学アメリカンフットボール選手権)「優勝」)



松島拓海さん(第72回国民体育大会バレーボール競技 少年男子の部)「優勝」

・台東区立富士小学校吹奏楽部(第45回マーチングバンド全国大会 小学校の部・マーチングバンド部門(大編成))「金賞受賞」



またはその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児
▽費用 特別区民税の所得割額に応じて自己負担額あり(非課税世帯は無料)
▽サービス回数 月4回(同一年度内に24回まで)
▽サービス時間 1回2~4時間(30分単位)
▽申込み・問合せ 障害福祉課総合相談担当
☎(5246) 12002

ストマ用装具(蓄便袋・蓄尿袋・紙おむつ) 給付券の更新申請を受け付けます

4~9月分の申請を、3月下旬から受付けます。継続して利用する方は申請が必要です。
※障害者紙おむつ購入補助券の申請は4月から受付けます。

▽対象 区内在住で、ストマ用装具を使用している方

▽費用 29年度の特別区民税所得割額にのりつけて自己負担額あり(非課税世帯は無料)

※前年度所得超過で助成を受けていない方でも、29年度の税額により対象となる場合があります

▽申請方法 身体障害者手帳、印鑑を左記問合せ先へ持参

▽問合せ 障害福祉課給付担当(区役所2階⑩番)
☎(5246) 12001

家族介護慰労金を給付します

▽対象 次の全てに該当する方を介護している家族 ①要介護4または5の方で、介護保険サービスを利用せずに在宅での生活期間が1年以上 ②介護を受けている本人とその介護者が、介護保険料を滞納していない ③介護者および本人の世帯全員が住民税非課税

※3か月以上継続して入院している場合は、入院期間の前後で在宅期間が1年以上あれば対象 ※対象期間内での7日以内のシヨートステイを除く ※福祉用具の貸与は介護保険サービスに含む

▽給付額 年間10万円
▽申込み・問合せ 介護保険課給付担当(区役所2階⑩番)
☎(5246) 12449

子育て・教育

育児相談・とことこ育児相談

日時	場所
4月3日(火)午前10時~11時	谷中区民館
4月5日(木)午後1時30分~2時30分	生涯学習センター4階(はばたき21)
4月11日(水)午前10時~11時	台東子ども家庭支援センター
4月13日(金)午前10時~11時	寿子子ども家庭支援センター
4月19日(木)午後1時30分~2時30分	金杉区民館
4月20日(金)午前10時~11時	今戸児童館

とことこ育児相談(対象は1歳6か月以上の子供)

日時(受付は午前10時~10時15分)	場所
4月18日(水)午前10時~11時30分	浅草保健相談センター
4月24日(火)午前10時~11時30分	台東保健所

▽内容 身体計測・保健師等による相談

▽持ち物 母子健康手帳

▽問合せ 台東保健所保健サービス課 ☎(3847) 9497

子育て心理相談(予約制)

▽日程・場所 ①4月18日(水):浅草保健相談センター
②4月24日(火):台東保健所
▽時間 午前9時30分~11時30分(1人30分程度)

▽対象 区内在住で、就学前の子供を育てている方
▽申込み・問合せ ①浅草保健相談センター ☎(3844) 8171
②台東保健所保健サービス課 ☎(3847) 9497

保険・年金

30年度後期高齢者医療保険料(暫定分)の通知を4月中旬までに送付します

今回の通知は、28年中の所得金額をもとに暫定的に決定したものです。確定した保険料の通知は、30年度の住民税が確定した後に再計算し、7月中旬に送付する予定です。

▽普通徴収(納付書による納付、口座振替)の方 4~6月の保険料額の通知です。毎月の納期限までに、同封の納付書か口座振替で保険料を納めてください。

▽特別徴収(年金天引き)の方 4・6・8月に天引きされる保険料額が2月の金額と変わる方このみ送付します。

▽問合せ 国民健康保険課後期高齢者係(区役所2階⑩番) ☎(5246) 1491

65歳以上の方へ 30年度介護保険料(仮決定)の通知を4月上旬に送付します

今回の通知は、29年度の住民税課税状況等をもとに仮決定したものです。本決定の通知は、30年度の住民税が確定した後に再計算し、7月上旬に送付する予定です。

▽普通徴収(納付書による納付、口座振替)の方 4~6月分の介護保険料額の通知です。毎月の納期限までに、同封の納付書か

▽特別徴収(年金天引き)の方 4・6・8月に天引きされる保険料額の通知です。自分で納める必要はありません。
▽問合せ 介護保険課資格・保険料担当 ☎(5246) 12446

介護保険サービスの利用者負担額が見直されます

4月から見直しが行われ、サービス内容により負担額が変わる場合があります。詳しくはサービス利用事業所へお問合せください。
▽問合せ 介護保険課給付担当 ☎(5246) 12449

国民年金「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」をご存じですか

日本に住所のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません。学生の方で保険料の納付が困難な場合、納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。また、学生でない50歳未満の方には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金の額が少なくなったり、事故や病気で障害が残った場合に障害基礎年金を受け取る(ことが)できなくなる場合があります。

▽必要な物 年金手帳、本人確認できる物(健康保険証等)、印鑑(家族が申請する場合)

※「学生納付特例制度」の申請には、有効期限内の学生証が在学証明書として必要です

▽問合せ 区民課国民年金係(区役所3階①番) ☎(5246) 12662

住民税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付はお済みですか

納期限が過ぎて、金融機関等で納付できない場合は、お近くの区民事務所・同分室か区役所で納めることができます。

納期限までに納付がない方には、督促状や催告書、電話などで納付をお願いをしています。それでも納付がない場合は、納めている方との公平さを保つため、法律に従い財産の差押えなどの処分を行います。納付に関する相談はお早めにお願います。

納期限までに納付を

・住民税(普通徴収)は6・8・10・1月の末日
・住民税(特別徴収)は毎月10日
・軽自動車税は5月末日
・国民健康保険料は6~3月の末日

・後期高齢者医療保険料・介護保険料は毎月末日
※土・日曜日・祝日の場合は、金融機関の営業日

休日窓口を開設します

住民税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付ができます。
▽日時 毎月第2日曜日 午前9時~午後5時
▽場所 区役所1階⑤番戸籍住民サービス課

納付には便利な口座振替を

納め忘れを防ぐためにも、口座振替をご利用ください。申込用紙は区役所3階⑩番税務課、区民事務所・同分室で配布しています。

▽問合せ 収納課 ☎(5246) 1107